

# 公立大学法人埼玉県立大学通勤手当に関する規程

平成22年4月1日

規程第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき通勤手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 規則第14条及びこの規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務地との間を往復することをいう。
- 二 「交通機関等」とは、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴収して交通の用に供するもの及び法令等の規定により、その通行又は利用について料金を徴収する道路（トンネル、橋等の施設で道路と一体となってその効用を全うするものを含む。）をいう。
- 三 「通勤距離」「使用距離」とは、職員の住居から勤務地までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さをいう。

(届出)

第3条 職員は、新たに規則第14条第1項に規定する職員としての要件を具備するに至った場合には、理事長が別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

2 職員は、前項後段に掲げる変更により規則第14条第1項に規定する職員としての要件を欠くに至った場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条第1項又は第2項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が規則第14条第1項に規定する職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給範囲の特例)

第5条 規則第14条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等（新幹線鉄道等（規則第14条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 規則第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第14条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交代制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（併用者の区分及び支給額）

第9条 規則第14条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 規則第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額
- 二 規則第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。次号において「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額
- 三 規則第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額（交通の用具及びそれに係る通勤手当の加算額の算出基礎）

第10条 規則第14条第1項第2号の公立大学法人埼玉県立大学通勤手当に関する規程（以下「通勤手当規程」）に定める交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の所有に属するものを除く。

2 規則第14条第2項第2号イの通勤手当規程に定める額は、前年の1月から12月までの期間（次項において「基準期間」という。）における埼玉県内のガソリンの小売価格を基礎として、燃費及び1月当たりの平均通勤所要回数を勘案して得た額とする。

3 前項に規定する額は、基準期間の属する年の翌年の4月1日に改定する。

（新幹線鉄道等の利用基準）

第11条 規則第14条第3項の通勤手当規程に定める職員は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。以下この号において同じ。）を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上である職員又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと理事長が認める職員。
- 二 高速自動車国道等の有料の道路（以下この号において「高速自動車国道等」という。）を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上である職員又は高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認める職員が高速自動車国道等を利用する場合において、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当するものと理事長が認める職員。

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第12条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の

事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条の規定は、規則第14条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第13条第3項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。  
（支給日等）

第13条 通勤手当は、支給単位期間（第3項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の規則第5条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条第1項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 規則第14条第4項の通勤手当規程に定める通勤手当は、1月当たりの運賃等相当額等（第9条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、規則第14条第2項第2号に定める額（第9条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第14条第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、規則第14条第5項の同規程に定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第14条 通勤手当の支給は、職員に新たに規則第14条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第15条 規則第14条第6項の通勤手当規程に定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は規則第14条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

(第5号に該当する場合を除く。)

- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは第10条第2項により得られた額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- 三 月の中途において職員が公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則(平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。)第17条第1項第1号から第3号の規定により休職にされ、職員就業規則第46条第3項の規定により停職にされ、職員就業規則第42条の規定により育児休業をし、職員就業規則第16条第1項の規定により出向された場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 五 職員が引き続いて規則の適用を受けない常勤の法人支弁の職員となった場合等であつて、その者の通勤経路及び通勤方法に変更がないとき。

2 規則第14条第6項の別に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号から第4号までに掲げる場合であつて、1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等(同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、理事長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)
- 二 前項第1号から第4号までに掲げる場合であつて、1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 当該通勤手当の額を支給単位期間等の月数で除して得た額に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)又は普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)
- 三 前項第5号に掲げる事由が生じた場合 その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額(1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超える場合にあっては、当該通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額)に事由発生月の翌月から当該支給単位期間の最後の月までの月数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 規則第14条第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第16条 規則第14条第7項に規定する通勤手当規程に定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支

給単位期間に相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 職員就業規則第21条第1項第2号の規定による退職その他の離職をすること。

二 長期間の研修等のために旅行をすること。

三 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

五 その他理事長の定める事由が生ずること。

第17条 支給単位期間は、第14条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において職員が職員就業規則第17条第1項第1号から第3号の規定により停職にされ、職員就業規則第42条の規定により育児休業をし、職員就業規則第16条第1項の規定により出向された場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第18条 規則第14条第1項に規定する職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

（事後の確認）

第19条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が規則第13条第1項に規定する職員としての要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。